

2024 年 10 月 23 日（水）
愛知県県民文化局人権推進課
人権相談グループ
担 当 山田、竹田
内 線 2532、5453
ダイヤル 052-954-6749

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへ加入します

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」（2022 年 4 月 1 日施行）では、性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進に必要な取組を推進するとしています。

そこで、愛知県では、条例の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組として、「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を 2024 年 4 月 1 日から開始しました。

この度、宣誓者の転居時の負担を軽減するため、11 月 1 日より、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへ加入し、19 府県 150 市町村の計 169 自治体と連携を行うことになりましたのでお知らせします。

1 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークの内容

（1）目的

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する自治体（以下「連携自治体」という。）において、ファミリーシップ制度やパートナーシップ制度に係る受領証等の交付を受けた者の連携自治体間における住所の異動に伴う手続きの負担軽減を図る。

（2）連携開始日

2024 年 11 月 1 日（金）

（3）連携自治体（11 月 1 日時点）

19 府県 150 市町村（計 169 自治体）

※連携自治体一覧は別紙 1 のとおり。（今回、本県からは、本県及び 29 市町が加入。）

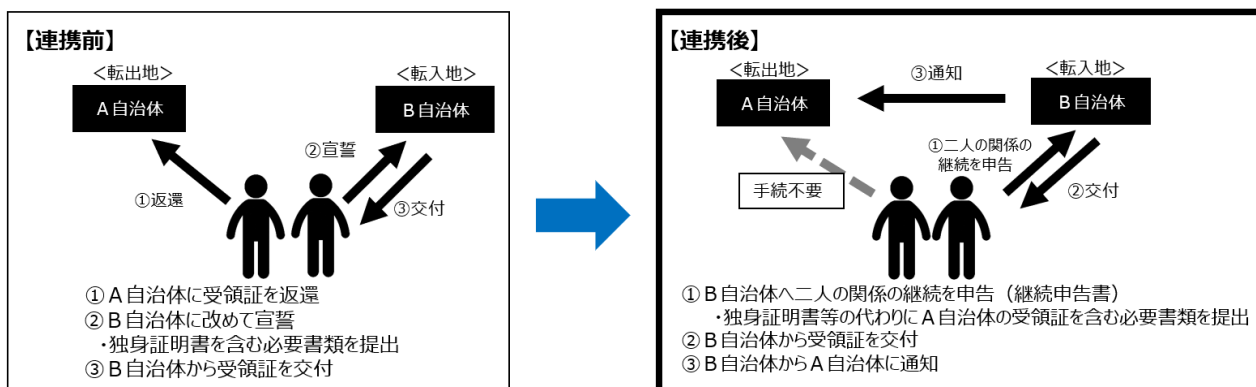
（4）パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークと本県加入の経緯

2022 年 9 月より、大阪府が府内の制度実施自治体と連携を開始し、2024 年 4 月から京都府域及び兵庫県域の自治体と連携を実施。今回、幹事長である大阪府より全国の自治体へ連携ネットワークへの加入の呼び掛けがあった。連携自治体は、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約」（別紙 2）に基づき、自治体間の連携を行っていく。

2 連携内容

(1) 手続きの簡素化

- ・宣誓者が住所の異動を行う場合、転出地自治体への受領証の返還手を省略することができる。
- ・この場合、転入地自治体への継続申告にあたっては、転出地自治体で交付された受領証を転入地自治体への手続きに係る必要書類とすることで、現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書等）の提出を省略することができる。



(2) 対象者

連携自治体において、ファミリーシップ制度やパートナーシップ制度に係る受領証等の交付を受けた者

※他の連携自治体へ転居する場合、転入先の自治体によっては、制度対象者を一方又は双方が性的少数者のみとする自治体や、パートナーのみを対象とする自治体もあります。継続申告の対象となるかについては、各自治体へ御確認下さい。

3 問合せ先

愛知県県民文化局人権推進課

電 話 052-954-6749 (ダイヤルイン)

F A X 052-973-3582

電子メール jinken@pref.aichi.lg.jp

県人権推進課 Web ページ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/aichifamilyship.html>) で、制度の詳細を御案内しています。

（参考１）愛知県における継続申告に係る手続きの流れ

（１）予約

本県へ継続申告を行うには予約が必要です。日時等を調整させていただきますので、希望日の原則３か月前から１週間前までに、メール又は電話により、予約してください。確認事項をお伝えいただいた後、県から日時等の連絡をします。

【予約申込先】

愛知県 県民文化局 人権推進課

専用メールアドレス：aichifamilyship@pref.aichi.lg.jp

電話：052-954-6749（ダイヤルイン）〔電話受付時間：平日の午前９時３０分から午後４時３０分まで〕

【確認事項】

- ①継続申告者氏名（宣誓者のお二人）、②連絡先（電話番号・メールアドレス）、③継続申告希望日時（第５希望までお伝えください。時間は、平日の午前９時３０分、午前１１時、午後２時、午後３時３０分からお選びください。）、④手続き方法（対面又はオンライン）、⑤転出元の自治体名及び制度名

（２）継続申告当日

ア 対面の場合

- ・ 県がお伝えした日時、集合場所に、予約申し込み時にお伝えする提出書類をお持ちいただき、必ず継続申告者お二人そろってお越しください。
- ・ 宣誓場所は、原則、県庁舎（本庁舎、西庁舎、自治センター、東大手庁舎のうち、県が指定する場所）の個室で対応いたします。

イ オンラインの場合

- ・ 県がお伝えした日時に、Web 会議システム（Microsoft Teams）を用いて、継続申告していただきます。必ず継続申告者お二人そろって参加してください。（県からWeb 会議システムの参加 URL をお送りします。）
- ・ オンラインの場合、予約申し込み時にお伝えする提出書類は、継続申告日の４開庁日前（必着）までに、簡易書留で郵送してください。

【郵送先】（オンラインの場合のみ） ※必ず簡易書留郵便で送付してください。

愛知県 県民文化局 人権推進課 人権相談グループ 受付担当宛て

〒460-0001

名古屋市中区三の丸３－２－１ 愛知県東大手庁舎３階

052-954-6749（ダイヤルイン）

（３）受理証明書等の交付

宣誓書類を確認の上、後日、「ファミリーシップ宣誓書受理証明書」及び「ファミリーシップ宣誓書受理証明カード」を宣誓者へ郵送（簡易書留）します。

(参考2) 愛知県人権尊重の社会づくり条例(抜粋)

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。
 これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。こうした理念の下に、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる社会を実現することは、県民の願いである。

本県は、これまで、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を策定し、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する教育及び啓発を推進するとともに、愛知県男女共同参画推進条例、愛知県子どもを虐待から守る条例、愛知県障害者差別解消推進条例などを制定するほか、人権に関する課題に取り組んできた。

しかしながら、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており、また、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。

こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

<略>

第2章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

第5節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

第15条 県は、性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。)及び性自認(自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。)の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

<以下、略>

(参考3) 他の自治体におけるファミリーシップ/パートナーシップ制度導入状況
 (2024年10月1日時点)

導入自治体	全国 459 自治体 (2024. 6. 28 現在) (出典：渋谷区及び認定特定非営利活動法人虹色ダイバーシティによる「全国パートナーシップ制度共同調査」)
都道府県 (30 都府県)	ファミリーシップ制度 (2 県) 愛知県、鳥取県 パートナーシップ制度 (28 都府県) 青森県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、富山県、山梨県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、大分県
県内自治体 (35 市町)	ファミリーシップ制度 (31 市町) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、豊田市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、日進市、田原市、清須市、みよし市、長久手市、豊山町、大口町、扶桑町、東浦町、武豊町 パートナーシップ制度 (4 市町) 刈谷市、西尾市、豊明市、幸田町

※ 下線部は異性カップル(事実婚)含む。

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク連携自治体一覧

ブロック名	自治体名
青森	青森県
秋田	秋田県、潟上市
山形	山形県
茨城	茨城県
群馬	群馬県、渋川市、千代田町、大泉町
埼玉	さいたま市、川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、川島町、松伏町
千葉	千葉市、流山市
神奈川	相模原市、横須賀市
新潟	新潟県、新潟市、長岡市、三条市、新発田市、村上市、上越市、胎内市
富山	富山県
福井	福井県、福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市
岐阜	岐阜県、関市、海津市
愛知	愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、豊明市、日進市、田原市、清須市、豊山町、大口町、扶桑町、東浦町、武豊町、幸田町
三重	三重県、いなべ市、伊賀市、明和町
滋賀	滋賀県、長浜市、近江八幡市、草津市、甲賀市、米原市
京都	京都市、福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、木津川市、大山崎町
大阪	大阪府、大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市
兵庫	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、たつの市、猪名川町、播磨町
奈良	奈良県、大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、斑鳩町、川西町
和歌山	和歌山県、橋本市、新宮市、那智勝浦町、串本町
岡山	笠岡市
福岡	福岡県、北九州市、福岡市、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、荏田町
佐賀	佐賀県、唐津市、上峰町
熊本	熊本市、菊池市
大分	大分県、日田市、豊後大野市

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約

(名称)

第1条 本ネットワークは、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 本ネットワークは、一方又は双方が性的マイノリティ当事者で、別に定めるいずれかの自治体におけるパートナーシップ制度等（以下「本制度」という。）に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）の自治体間における住所の異動に伴う手続きの負担軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本制度の運用等における相互協力
 - (2) 本ネットワークへの加入を希望する他自治体との連絡調整
 - (3) その他本制度に係る手続きに関すること
- 2 前項第一号に規定する事業実施にあたって、別に定める自治体間において宣誓者の住所の異動があったとき、宣誓者がすでに転出地自治体において受領証の交付を受けている事実を踏まえ、転入地自治体は、それぞれ定めるところにより、簡易な手続きで受領証を交付するものとする。
- 3 転入地自治体は、前項の規定により受領証を交付したとき、宣誓者の同意に基づき、その旨を宣誓者の転出地自治体へ通知するものとする。

(組織)

第4条 本ネットワークは、別に定める自治体（以下「構成自治体」という。）をもって構成する。

(役員)

第5条 本ネットワークに幹事長及び幹事を置く。

- 2 幹事は、本ネットワークにおける各都道府県ブロック（以下「各ブロック」という。）ごとに1名を置くものとし、各都道府県制度所管課長が担う。ただし、都道府県が本ネットワークに加入していない場合は、各ブロック内の協議により選任するものとする。
- 3 幹事長は、幹事のうちから1名選任する。
- 4 幹事長の任期は原則1年とし、輪番制とする。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幹事長は、本ネットワークを代表し、会務を総理する。
- (2) 幹事は、次の会務の遂行にあたる。
 - (ア) 各ブロック内構成自治体との連絡調整
 - (イ) その他必要な事項

(加入及び脱退)

第7条 本ネットワークへの加入又は脱退する自治体は、原則として加入及び脱退の2月前までに幹事長へ申し出ることとし、幹事長は原則として加入及び脱退の1月前までに構成自治体に通知するものとする。

2 加入を希望する自治体は、幹事を通じて幹事長へ申入書及び本制度の要綱等の必要な書類を提出するものとし、幹事長は、当該自治体における本制度について、一方又は双方が性的マイノリティ当事者を対象としていることや、当事者双方が現に婚姻をしていないことを証明する書類(独身証明書又は戸籍抄本等)を当該自治体が確認していること等について確認するものとする。

3 脱退を希望する自治体は、幹事を通じて幹事長へ申入書を提出するものとする。

(幹事会)

第8条 本ネットワークの事業を円滑に遂行するため、本ネットワークに幹事長及び幹事(代理人を含む。)が出席する幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、過半数以上の出席で成立するものとし、出席者の3分の2以上をもって決する。

4 幹事会に付議する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 規約の改正に関すること

(2) その他必要な事項

5 幹事長は、幹事会での議決事項について、書面をもって表決を求めることができる。この場合において、書面提出者の3分の2以上をもって決するものとする。

(事務局)

第9条 本ネットワークの事務局は、幹事長所属の担当課内に置く。

(事業年度)

第10条 本ネットワークの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、この本ネットワークの運営に必要な事項は、幹事会協議の上、幹事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

Ⅰ この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

Ⅰ この規約は、令和6年9月17日から施行する。